

# 名古屋大学附属図書館中央図書館寄贈資料受入要領

館長裁定 平成 22 年 12 月 22 日  
最終改正 令和 2 年 3 月 12 日

## 1. 趣旨

この要領は、名古屋大学附属図書館中央図書館蔵書整備要項に定める中央図書館の蔵書整備のうち、寄贈による資料の受入について定める。

## 2. 基本方針

名古屋大学附属図書館中央図書館蔵書整備要項に定める目的を達成するため、名古屋大学附属図書館中央図書館蔵書整備方針（以下「整備方針」）及び名古屋大学附属図書館中央図書館学習用図書整備指針、名古屋大学附属図書館中央図書館逐次刊行物整備指針に則り、寄贈資料の選択と受入を行う。

## 3. 受入単位

寄贈資料の受入単位については、次のとおりとする。

- 一 一冊または少数の資料については、一冊毎に受入の是非を判断し、受け入れる。
- 二 個人または団体が収集した多数の資料は、次号に該当する場合を除き、その全体を一括して受け入れることはせず、一冊毎に受入の是非を判断し、受け入れる。
- 三 個人または団体が収集した多数の資料が極めて貴重であり（貴重図書または準貴重図書に準ずるもの）、かつ全体としてまとまっていることで資料的価値が著しく高くなるものについては、その全体を一括して受け入れることができる。

## 4. 受入の決定

寄贈資料の受入の決定については、次を原則とする。

- 一 前条の一については、情報管理課で決定する。
- 二 前条の二については、情報管理課で決定する。ただし 6 条の四に定める条件を付すなど協議が必要な場合は、附属図書館長の承認を得る。
- 三 前条の三については、附属図書館長が決裁し、附属図書館図書館委員会に報告する。

## 5. 受入基準

資料の受入は整備方針に合致したものとする。ただし、資料受入の決定に当たっては、整備方針で定めるもののほか、次に掲げる条件を考慮するものとする。

- 一 資料の重複（重複の判定は、整備方針に定める収集の優先度により、中央図書館内・学内・地域内・国内を範囲として適用する。）
- 二 汚損・破損等の資料の状態
- 三 多数の資料の場合は、書架状況や整理経費への影響
- 四 その他の運用・管理上の支障の有無

## 6. 受入条件

受入にあたっては、次の条件を付けることがある。

- 一 寄贈者によるタイトルリストの作成
- 二 寄贈者による重複チェック
- 三 寄贈者による送付、搬入に関わる費用の負担
- 四 寄贈者による整理に関わる費用の負担

## 7. 受入図書の取扱い

受入図書は、次のように取扱う。

- 一 配架場所や運用方法は附属図書館が決定する。
- 二 一括して受入を決定した場合も、コレクション名を付与するかどうかは附属図書館が決定する。
- 三 その他、附属図書館の定めるところにより管理、運用する。